

平成23年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成23年6月3日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議席の一部変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 請願第1号について委員会の中間報告
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 議案第33号 瑞穂市教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第34号 瑞穂市監査委員の選任について
- 日程第11 議案第35号 瑞穂市固定資産評価員の選任について
- 日程第12 議案第36号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第37号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第38号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第39号 平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第40号 瑞穂市立巣南中学校本校舎改修工事請負契約の締結について
- 日程第17 瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第18 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第19 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19までの各事件

- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長の選挙
- 追加日程第4 議長の土地財産調査特別委員辞任の件
- 追加日程第5 土地財産調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程第6 下水道推進特別委員会委員の選任について
- 追加日程第7 議員定数削減検討特別委員会委員の選任について
- 追加日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	若園	五朗
17番	星川	睦枝	18番	藤橋	礼治
19番	小川	勝範			

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	豊田	正利
教育長	横山	博信	企画部長	伊藤	脩祠
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田	薫
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	福富	保文
調整監	岩田	勝之	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	馬淵	哲男	教育次長	林	鉄雄
監査委員 事務局長	松井	章治			

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮	康弘	書記	清水	千尋
書記	今木	浩靖			

開会及び開議の宣告

議長（小川勝範君） おはようございます。

ただいまから平成23年第2回瑞穂市議会定例会を開会します。

私は、一身上の都合により議長の職を辞したいので、先ほど議長の辞職届を副議長に提出しました。

お諮りします。ここで議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定をしました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって除斥のため退場することにし、副議長に交代します。

〔議長 小川勝範君 退場〕

〔副議長 星川睦枝君 議長席に着席〕

副議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力いただきたいと思います。

追加日程第1 議長辞職の件

副議長（星川睦枝君） それでは、追加日程第1、議長辞職の件を議題にします。

お諮りします。小川勝範君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（星川睦枝君） 御異議なしと認めます。したがって、小川勝範君の議長辞職を許可することに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件が終了しましたので、小川勝範君の入場を許可します。

〔議長 小川勝範君 入場・着席〕

副議長（星川睦枝君） 小川勝範君に申し上げます。

小川勝範君が議長を辞職することは許可されました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙

副議長（星川睦枝君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時58分

再開 午前10時09分

副議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

副議長（星川睦枝君） ただいまの出席議員数は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に15番 山田隆義君と17番 若園五朗君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

副議長（星川睦枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（星川睦枝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

副議長（星川睦枝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、議席番号1番から順番に投票願います。

〔投票〕

副議長（星川睦枝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（星川睦枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

副議長（星川睦枝君） 選挙の結果を報告します。

投票総数19票、有効投票19票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、松野藤四郎君 8 票、広瀬捨男君 1 票、星川睦枝10票、以上のとおりで、この選挙の法定得票数は 5 票です。したがって、私、星川睦枝が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場閉鎖〕

議長（星川睦枝君） これより、私が議長の職務を務めさせていただきます。何とぞ今後ともよろしく申し上げます。

この席から、お礼のごあいさつを一言申し上げさせていただきます。

ただいまは、皆様方の御理解ある御判断をいただき、議長に当選させていただきまして、まことにありがとうございました。

瑞穂市が合併しましてから 8 年がたった中で、私が 5 代目議長にならせていただきました。諸先輩の方々には、これからも御指導を願い、また議会運営に対しましてもスムーズに円滑に進めること、それは全議員さんたちの御協力をお願いする所存でございます。本当にありがとうございました。（拍手）

ただいまの議長選挙の結果、私が議長に就任したことにより副議長が欠けております。

お諮りします。ここで副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 3 として選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 3 として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 3 副議長の選挙

議長（星川睦枝君） 追加日程第 3、副議長の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時32分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（星川睦枝君） ただいまの出席議員は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号19番藤橋礼治君と20番小川勝範君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

議長（星川睦枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

議長（星川睦枝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号1番から順番に投票願います。

〔投票〕

議長（星川睦枝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（星川睦枝君） 選挙の結果を報告します。

投票総数19票、有効投票19票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、小寺徹君9票、若園五朗君10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、若園五朗君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（星川睦枝君） ただいま副議長に当選されました若園五朗君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

若園五朗君は登壇し、ごあいさつを願います。

若園五朗君。

〔副議長 若園五朗君 登壇〕

副議長（若園五朗君） ただいま議長の発言の許可を得ましたので、新副議長のごあいさつを

申し上げます。議席番号17番 若園五朗、新生クラブです。

ただいま副議長に選任されました若園五朗です。私は、議長の補佐役として、議会運営が円滑に進むよう職務を果たしてまいります。今後も瑞穂市民が安心・安全に住めるまちづくりに努めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

議長(星川睦枝君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議席の一部変更

議長(星川睦枝君) 日程第1、議席の一部変更を行います。

今回、議員辞職及び所属会派の変更に関連し、会議規則第3条第3項の規定によって議席の一部を変更したいと思います。お手元に配付の「議席指定表(案)」のとおり変更することに御異議ございませんか。

{「異議なし」の声あり}

議長(星川睦枝君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指定したとおり、議席の一部を変更します。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

議長(星川睦枝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長(星川睦枝君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号1番 堀武君と2番 熊谷祐子君を指名します。

日程第3 会期の決定

議長(星川睦枝君) 日程第3、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月21日までの19日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

{「異議なし」の声あり}

議長(星川睦枝君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月21日までの19日間に決定しました。

日程第4 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第4、諸般の報告を行います。

8件報告します。

まず、7件について議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） それでは、議長にかわりまして7件報告します。

まず1件目は、議員の辞職についてです。4月16日付で広瀬時男君から辞職願が出され、同日、議員の辞職を許可しました。

2件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成23年2月分と平成23年3月分及び平成23年4月分が実施されました。平成23年2月分と平成23年4月分については、現金・預金の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められたとの報告でした。

平成23年3月分については、現金・預金及び借入金の金額並びに会計管理者から、収支報告書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、次のこと以外はいずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められた。

老人保健事業特別会計の公金振替に起因する現金出納簿と現金管理状況表で50万1,000円が一致しなかった。これは医療給付費県負担金の入金が遅かったため、平成23年3月末で廃止となる老人保健事業特別会計から一般会計への公金振替書の交付もおくれ、やむを得ず翌日の処理になってしまったことによるものであるが、今後はこのようなことが起こらないように善処をお願いしたいとの報告でした。

3件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

まず初めに、1月18日から1月31日まで都市開発課を対象に監査が実施され、財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。なお、歳入については、国・県の補助金が歳入されていないこと及び市債が執行されていないため、歳出については、工事に伴う委託料や請負費の最終支払いがなされていないため、執行率は低くなっている。

次に用地取得について、都市開発課においては内部基準を設けて、適正かつ効率的に業務遂行ができています。現在、用地取得は事業担当課ごとに行っているが、建物の工事については都市管理課がまとめて施工を引き受けているので、用地取得においても、業務に精通している都市開発課がまとめて行った方が統一した適正でスムーズな事務処理ができてよいと思われるので検討願いたい。困難な場合は、要綱やフローチャート等の作成を検討していただき、各課に指導・助言をお願いしたい。

最後に、土地開発公社について、現在保有する土地・事業主体はなく、先行取得予定もない

とのことなので、土地開発公社そのものの存続が必要かどうか御検討をお願いしたいとの報告でした。

続きまして、2月21日から3月4日まで下水道課を対象に監査が実施され、財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。なお、執行率については、下水道事業・農業集落排水事業特別会計の歳入は、予算額の60%強を占める繰入金が行われていないため、歳出は、全会計とも公債費の支払い期限が未到来のため低くなっている。

次に下水道使用料ですが、水洗化率については、平成19年度からの推移が1%前後の微増であり、今後も向上に対し努力をお願いしたい。

使用料については上水道データ等による算定であり、システムの共同使用を平成24年度に実施予定のことから、上水道と同一化できる事務システムを検討していただき、徴収事務の効率化の向上をお願いしたい。

現在、滞納整理は、2人体制で出納印を持ち出して行っているとのことであるが、それは規則違反である。瑞穂市会計職員に関する規則をもとに、早急に是正願いたい。また、今後は、事務効率を考えて1人で行うことができないか検討いただきたいとの報告でした。

関連して4件目ですが、地方自治法第199条第5項の規定による随時監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、平成21年度の委託業務執行について20課から抽出された327件のうち、10課44件の委託業務について実施されました。その結果、総括的な意見は、次のとおりであります。

1. 委託料の積算根拠が不明瞭なものが多い。2. 届け出書類の不備なものが多い。3. 履行確認が適正でないものが多い。委託料の積算根拠については、専門的業務のため、業者からの見積もりに頼っており、契約の内容に基づく合理的な積算はできていない。届け出書類については、業者の仕様書、もしくは契約書を用いているものもあるため、契約書に記載の書類が未提出である。履行確認については、契約書どおり履行されたかを確認する書面等に不備がある。ただし、3年間の長期継続契約を締結している業務については、平成22年度の契約更新の際に改善を図られている部分もある。

個々の業務についての指摘事項等は別添のとおりであり、今後は適正な事務処理をすべきであるとの報告でした。

5件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告です。

3月29日に、同組合の平成23年第1回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は2件で、条例の一部改正するものと平成23年度当初予算です。

予算案は総額を1億7,073万9,000円とする内容で、平成22年度当初予算と比較すると4,474万6,000円、率にして35.5%の増となります。これは空調機器の大規模修繕や、新たに作業療法士を1名増員したことによるものです。当市の負担金は、人口割が155万4,000円で、前年度

比18.3%の増となります。

条例の一部改正する議案では、作業療法士を1名増員するために職員の定数を改める改正を行うものです。

いずれの議案も、原案のとおり可決されました。

6件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月14日に第94回東海市議会議長会の定期総会が鈴鹿市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しました。総会では、表彰と会務報告などを行った後、12議案を審議し、いずれも原案のとおり可決されました。なお、来年度の会長都市は、岐阜市に決定しました。

7件目も市議会議長会関係の報告です。

5月27日に中濃十市議長会が郡上市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告します。

会議では、平成22年度の会務報告の後、平成22年度決算、平成23年度予算など4議案が審議され、いずれも可決、または認定されました。

役員改選では、会長に瑞穂市、副会長に本巣市、監事に郡上市の議長が選任されました。また、秋には10市の全議員を対象とした研修会を瑞穂市で開催する予定です。開催日時等が決定しましたらお知らせしますので、御参加いただきたいと思います。以上でございます。

議長（星川睦枝君） それでは、8件目は平成23年第2回もとす広域連合議会臨時会について、庄田昭人君から報告願います。

4番 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 4番 庄田昭人です。

議長より御指名をいただきましたので、平成23年第2回もとす広域連合議会臨時会について、代表して報告します。

第2回臨時会は、5月31日に1日間の会期で開催されました。

今議会に広域連合長より提出された議案は5件で、内訳は、条例の一部改正を行うための専決処分の承認1件、人事に係る議案2件、平成23年度の補正予算2件でした。

まず初めに、選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙が行われました。これは同委員及び補充員が7月11日で任期満了となるため、選挙の結果、選挙管理委員会委員に駒田寛治氏、高田洋征氏、飯尾秀和氏、大西俊巳氏、補充員に高橋和夫氏、内藤準一氏、酒井聖一郎氏、伊藤美奈子氏が当選されました。

この後、広域連合長から提案理由の説明を受けました。

人事に係る議案は、監査委員の選任についてと公平委員会委員の選任についてでした。

監査委員の選任については、横山明監査委員の任期満了に伴い、新たに大石英博氏を選任するため議会の同意を求めるものでした。公平委員会委員の選任については、吉田澄夫公平委員

会委員の任期満了に伴い、新たに土川隆氏を委員に選任するため議会の同意を求めるものでした。

平成23年度補正予算2件については、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の二つの会計で補正を行うもので、まず初めに介護保険特別会計では、市町派遣職員が1名減のため、市町派遣職員人件費負担金を928万9,000円減額し、新たに雇ったプロパー職員の人件費について同額を計上するものです。

次に老人福祉施設特別会計では、大和園長を構成市町からの派遣職員にしたことによる補正で、歳入では、財政調整基金繰入金として268万4,000円計上し、歳出では、サービス事業費の施設介護事業費で計上の園長報酬等を582万7,000円減額し、総務費の一般管理費で新たに市町派遣職員人件費負担金を851万1,000円で計上し、総額を10億1,882万円とするものです。

提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、質疑・討論・採決を行い、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、平成23年第2回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

なお、これら臨時会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。

議長（星川睦枝君） ありがとうございます。

以上報告した8件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。これで諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

議長（星川睦枝君） 日程第5、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、私の方から行政報告をさせていただきます。

初めに、平成23年第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会及び平成23年第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会臨時会についてを報告させていただきます。

平成23年第1回組合議会定例会は、去る平成23年3月25日午後1時30分より、平成23年第1回組合議会臨時会は、同年5月25日午後3時30分より、それぞれ巣南庁舎3-2会議室におきまして開催され、管理者として出席しましたので、その状況について報告をいたします。

平成23年第1回組合議会定例会については、提出しました議案は2件で、すべて可決されました。議案順に、その概要を報告させていただきます。

議案第1号でございます。平成22年度瑞穂市・神戸町水道組合会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ13万2,000円減額し、総額を1,089万

5,000円とするもので、主な内容として、歳入は、基金繰入金を196万6,000円減額、繰越金を159万6,000円増額し、歳出は、総務管理費を13万2,000円減額するものでございます。なお、平成21年度決算時の基金残高は4,630万9,000円でございます。

また、公債費については財政融資資金の借入額が6,340万円で、平成22年度末の償還累計額が1,830万円、償還残高は4,510万円となります。

議案第2号でございます。平成23年度瑞穂市・神戸町水道組合会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,496万2,000円とするものです。

歳入の主な内訳は、負担金を185万1,000円、水道使用料を638万1,000円、基金繰入金を607万5,000円、前年度繰越金として50万円を計上しました。

歳出の主な内訳は、会議費12万円、水質検査、水源地電気代、水源地・水道管修理代及び基金積立金を含めた総務費1,028万3,000円、公債費として起債の元利償還金に355万9,000円を計上しました。

平成23年第1回組合議会臨時会は、議員改選後、最初の議会であり、議長、副議長及び監査委員が選挙されました。また、管理者及び副管理者の選任も行われ、管理者に瑞穂市長が、また副管理者に神戸町長が選任されたので、ここに報告をいたします。

次に、財団法人瑞穂市施設管理公社の経営状況について報告をさせていただきます。

平成22年度財団法人瑞穂市施設管理公社の事業及び収支の報告並びに平成23年度財団法人瑞穂市施設管理公社の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

平成22年度の事業及び収支報告では、市からの委託による受託事業は、総務課受託事業2件、管財情報課受託事業1件、児童高齢福祉課受託事業1件、環境課受託事業1件、都市管理課受託事業2件、生涯学習課受託事業3件の、計10件であります。

経理内容は、収入といたしまして、基本財産運用収益4万1,899円、事業収益1億4,898万9,000円、雑収益といたしまして1万4,373円、合計1億4,904万5,272円となっております。

一方、支出は、事業費1億3,606万5,045円、管理費といたしまして18万9,138円、精算金1,296万5,830円で、合計1億4,922万13円となっております。なお、精算金は、当市への歳入として収入されます。

平成23年度の事業計画及び予算では、瑞穂市治安維持対策事業、自然環境等の維持・改善事業、文化創造の拠点施設の管理運営事業へ1億5,170万2,000円が計上されています。

次に、瑞穂市土地開発公社の経営状況について報告をいたします。

平成22年度瑞穂市土地開発公社の事業及び収支の報告並びに平成23年度瑞穂市土地開発公社の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成22年度の事業報告及び決算報告では、公共用地、公用地の取得、処分等はありませんでした。また、現在、用地については所有していません。よって、事業は、理事会の運営経費のみであります。

収益的収入は1,584円、収益的支出は7万円、当期純損失は6万8,416円であり、また資本的収入及び支出はありません。

平成23年度事業計画及び予算では、公共用地・公用地の取得、処分等事業計画はなく、予算では理事会の運営経費が計上されています。

収益的収入は2,000円、収益的支出は7万1,000円、当期純損失は6万9,000円となっており、また資本的収入及び支出はありません。

次に、みずほ公共サービス株式会社の経営状況について報告します。

平成22年度みずほ公共サービス株式会社の事業及び決算の報告並びに平成23年度みずほ公共サービス株式会社の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして議会に報告するものであります。

この会社は、平成17年4月、当市が100%出資して設立した会社であり、行政事務の効率化や、地域での雇用創出につながる行政サービスの一端を担い、多様化が進む市民ニーズにも対応できるよう、効率的な事業の展開と雇用の拡充に努めております。

その業務内容は、市からの委託事業が前期同様、文書管理、また簡易業務、労働者派遣、水道メーター検針等、行政アウトソーシング事業であり、その他の団体からの委託事業は、瑞穂市社会福祉協議会への労働者派遣業務を行いました。

当期純利益は474万8,991円で、利益剰余金は1,162万9,951円となっております。

平成23年度の事業計画は、「市民福祉の向上の視点に立った行政と民間の利点の活用を目指し、企業効率の向上と経営基盤の強化を図る」を目標とし、当市が行う業務の効率化、低コスト化及びサービスの向上、文書管理事業、また簡易事務支援事業、各課短期派遣事業、給食センター配送車運行管理事業、各課への人材派遣事業、当市以外への人材派遣事業、公園等公共施設管理事業を計画しております。

次に、報告第2号平成22年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを報告させていただきます。

地方自治法第213条の規定によりまして翌年度に繰り越して使用する繰越明許費については、繰越額が確定し、総額1億3,710万3,466円を平成23年度に繰り越しましたので報告させていただきます。

その主なものとしまして、地域活性化交付金事業（きめ細かな交付金）で8件、5,173万8,000円、地域活性化交付金事業（光をそそぐ交付金）で4件、955万2,000円、活力創出基盤整備創造交付金事業で3,660万円、橋りょう新設改良費で317万2,866円、河川施設整備事業費

で519万600円、都市再生整備事業費で3,085万円であります。

次に、報告第3号でございます。平成22年度瑞穂市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを報告します。

地方自治法第220条第3項のただし書きの規定により、翌年度に繰り越して使用する事故繰越については、65万2円を平成23年度に繰り越しましたので報告させていただくものでございます。これは、東日本大震災の影響により、地域活性化交付金事業（光をそそぐ交付金）のうち、図書館の本館事業費に係る備品納入におくれが生じたためであります。なお、現在、備品が納入され、事業は完了したことをあわせて報告します。

以上の6件の行政報告を説明させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げまして、私の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで行政報告は終わりました。

日程第6 請願第1号について委員会の中間報告（委員長報告）

議長（星川睦枝君） 日程第6、請願第1号について委員会の中間報告の件を議題にします。

産業建設常任委員会で継続審査事件となっております、請願第1号住宅リフォーム助成制度創設を求める請願について、会議規則第45条第2項の規定により同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

産業建設常任委員会委員長 森治久君。

産業建設常任委員長（森 治久君） 議席番号5番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、御報告をいたします。

瑞穂市議会会議規則第45条の規定により、産業建設常任委員会に付託された請願第1号住宅リフォーム助成制度創設を求める請願における中間報告をいたします。

この住宅リフォーム助成制度においては、岐阜県や他市の現状や助成制度等を把握し、当市の他の助成制度との調整や財政状況も考慮する必要があるため、継続審査として審査してきました。まだ産業建設常任委員会としては審査結果に至っていませんので、引き続き新たな産業建設常任委員会にて審査をお願いいたします。

以上で、産業建設常任委員会の中間報告を終わります。平成23年6月3日、産業建設常任委員会委員長 森治久。以上でございます。

議長（星川睦枝君） これで、請願第1号について委員会の中間報告は終わりました。

日程第7 常任委員の選任

議長（星川睦枝君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をします。

休憩 午前11時20分

〔15番 土屋隆義君 早退〕

再開 午後1時58分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会に、熊谷祐子君、森治久君、松野藤四郎君、若井千尋君、小川勝範君の以上5人をお願いします。産業建設委員会に、堀武君、広瀬武雄君、広瀬捨男君、清水治君、藤橋礼治君の以上5人です。厚生委員会に、棚橋敏明君、土田裕君、山田隆義君、土屋隆義君、星川睦枝の5人をお願いします。文教委員会に、西岡一成君、庄田昭人君、小寺徹君、若園五朗君の以上4人を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。総務委員会は議会図書室、産業建設委員会は正副議長室、厚生委員会は第2議員会議室、文教委員会は議員会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、しばらく休憩をします。

休憩 午後2時00分

再開 午後3時22分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定しましたので御報告します。

総務委員会委員長 森治久君、副委員長 松野藤四郎君、産業建設委員会委員長 広瀬捨男君、副委員長 広瀬武雄君、厚生委員会委員長 土田裕君、副委員長 棚橋敏明君、文教委員会委員長 庄田昭人君、副委員長 小寺徹君。以上のとおりです。

日程第8 議会運営委員の選任

議長（星川睦枝君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をします。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時46分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、藤橋礼治君、小川勝範君、土田裕君、山田隆義君、広瀬捨男君、以上の5人を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。議会運営委員は、第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、しばらく休憩します。

休憩 午後3時48分

再開 午後6時05分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長に山田隆義君、副委員長に藤橋礼治君が決定しましたので御報告します。

私は、一身上の都合により土地財産調査特別委員を辞任したいので、先ほど特別委員の辞任願を提出しました。

お諮りします。ここで議長の土地財産調査特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議長の土地財産調査特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって除斥のため退場することとし、副議長と交代します。

〔議長 星川睦枝君 退場〕

〔副議長 若園五朗君 議長席に着席〕

追加日程第4 議長の土地財産調査特別委員辞任の件

副議長（若園五朗君） ただいま議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力いただきたいと思います。

それでは、追加日程第4、議長の土地財産調査特別委員辞任の件を議題にします。

お諮りします。星川睦枝君の土地財産調査特別委員辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、星川睦枝君の土地財産調査特別委員辞任を許可することに決定しました。

追加日程第4、議長の土地財産調査特別委員辞任の件が終了しましたので、星川睦枝君の入場を許可します。

〔議長 星川睦枝君 入場・着席〕

副議長（若園五朗君） 星川睦枝君に申し上げます。星川睦枝君が土地財産調査特別委員を辞任することは許可されました。

議長、こちらへどうぞ。

〔議長 星川睦枝君 議長席に着席〕

議長（星川睦枝君） 現在、土地財産調査特別委員に2名の欠員が生じています。

お諮りします。土地財産調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、土地財産調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5 土地財産調査特別委員会委員の選任について

議長（星川睦枝君） 追加日程第5、土地財産調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

土地財産調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、小川勝範君と棚橋敏明君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、土地財産調査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

先ほど土地財産調査特別委員会副委員長より、土地財産調査特別委員長の若園五朗君より委員長職の辞任願が提出されているとの報告がありました。これにより、空席となっている土地財産調査特別委員会の委員長の互選を行っていただきたいと思います。

土地財産調査特別委員会は、第2議員会議室をお使いください。

それでは、しばらく休憩します。

休憩 午後 6 時12分

再開 午後 6 時17分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

土地財産調査特別委員長に広瀬武雄君、副委員長に清水治君が決定しましたので御報告します。

現在、下水道推進特別委員会委員に 1 名の欠員が生じております。

お諮りします。下水道推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 6 として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、下水道推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 6 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 6 下水道推進特別委員会委員の選任について

議長（星川睦枝君） 追加日程第 6、下水道推進特別委員会委員の選任についてを議題とします。

下水道推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって小川勝範君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、下水道推進特別委員会委員は、ただいま指名したとおりに選任することに決定しました。

現在、議員定数削減検討特別委員に 1 名の欠員が生じています。

お諮りします。議員定数削減検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 7 として議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議員定数削減検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 7 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 7 議員定数削減検討特別委員会委員の選任について

議長（星川睦枝君） 追加日程第 7、議員定数削減検討特別委員会委員の選任についてを議題とします。

議員定数削減検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって小川勝範君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議員定数削減検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

先ほど議員定数削減検討特別委員会の副委員長より、議員定数削減検討特別委員長の若園五郎君より委員長職の辞任願が提出されているとの報告がありました。これにより、空席となっている議員定数削減検討特別委員会の委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議員定数削減検討特別委員会は、第2議員会議室をお使いください。

それでは、しばらく休憩します。

休憩 午後6時20分

再開 午後6時23分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数削減検討特別委員長に松野藤四郎君、副委員長に堀武君が決定しましたので御報告します。

私は、もとす広域連合議会議員を辞職しました。したがって、現在、もとす広域連合議会議員に1人の欠員が生じております。よって、地方自治法第291条の5第1項及びもとす広域連合規約第8条の規定により、もとす広域連合議会議員を選挙する必要があります。

ここで、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

追加日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙について

議長（星川睦枝君） 追加日程第8、もとす広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定しました。

もとす広域連合議会議員に小川勝範君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、小川勝範君がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選された小川勝範君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第9 議案第33号から日程第16 議案第40号までについて（提案説明）

議長（星川睦枝君） 日程第9、議案第33号瑞穂市教育委員会委員の任命についてから、日程第16、議案第40号瑞穂市立巣南中学校本校舎改修工事請負契約の締結についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 本日、招集をしました平成23年第2回瑞穂市議会定例会に議員皆さんの御参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、東海地方は例年に比べまして12日、また前年に比べまして17日早い梅雨入りをしており、気象庁によりますと過去3番目の早さだそうであります。また、台風の発生も早まっており、既に先月末には台風2号が猛威を振るい、瑞穂市においても排水機を動かして市内湛水防除に努めたところであります。昨年夏の猛暑以来、気候変動が目まぐるしく起こっており、まさにことしは異常気象の年と見ていいのではないのでしょうか。

そして、異常気象といえば、東日本に思いをはせざるを得ません。

そこで、まずは提案説明の前に、さきの東日本大震災でお亡くなりになられました方々へ、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災されました方々並びに東京電力福島第一原子力発電所事故で避難を余儀なくされている方々へも、心よりお見舞い申し上げます。

東日本に壊滅的な被害をもたらしました平成23年3月11日、マグニチュード9.0の巨大地震、大津波、大余震から、はや3ヵ月余を迎えますが、いまだ至るところに瓦れき等が散乱する被災地、生活再建もままならず、不自由な避難生活を送られている方々の惨状を目の当たりにし、まことに心痛にたえません。どうか被災地の皆様、この未曾有の国難を乗り越え、復興されますようお願いを申し上げます。

さて、この大震災による本市への影響は、最大震度3で、被害も軽微な程度で済みましたが、本市はいち早く対策本部を立ち上げ、備蓄物資の提供、市営住宅の無償提供、義援金、義援物資の受け付け等を行ってまいりました。結果、備蓄飲料水約2,000本、義援物資585件を宮城

県・岩手県の被災地へ、市民皆様からの温かい義援金約2,600万円を日本赤十字社岐阜県支部へ、当市一般会計より義援金1,000万円を被災県の市長会へ届けることができました。被災地支援に寄せられた市民皆様の善意に、心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さらに、人的支援としまして被災地への職員派遣を計画しており、既に保健師1名、行政技術職員1名を派遣し、今月6日にはさらに保健師1名を派遣して、復興の一助とさせていただいております。

長い復興に向けた道のりは、まだ今始まったばかりであります。ですが、35年前、我々がこうむった51年の9・12災害がそうであったように、どんなにつらい夜でも明けない夜はありません。どうか東日本被災地の皆さん、そして現在当市に避難されている皆様、我々も全力で応援しますので、悲観なさらず、一日も早く立ち直って、笑顔を取り戻されるよう頑張ってください。

また、義援金の受け付けについては9月末まで行っておりますので、この場をかりて御支援のほど、よろしく願いをいたします。

また、政府は、この震災の影響により、この夏の逼迫する電力需給に対応するため、国民に向けて15%の節電目標を打ち出しております。

中部地方におきましても、中部電力浜岡原子力発電所の全面停止により、夏場の電力不足の事態が懸念されております。既に岐阜県においては、県庁省エネ・新エネ推進連絡会議において、節電で電力10%削減を表明しております。

当市においては、節電はもちろんのこと、地球温暖化防止の観点からも、緑のカーテン事業推進、クールビズの早期実施等、市民協働でこの事態に対処してまいりたいと考えております。議会の皆様もどうか御理解、御協力賜りますよう、お願いをいたします。

それでは、定例会開催に当たりまして、市政についての所感及び今回提案する案件について述べさせていただきます。

先般、4月24日に行われました瑞穂市長選挙において、引き続き2期目の市政を担当させていただくことになりました。さきの定例会でも述べさせていただきましたが、「夢のある市」に変革するため、市民の声に耳を傾け、改革を着実に実行してきたことが今回の選挙で市民の皆様にも評価されたものとする次第であります。

市民の皆様の御理解、御協力により、さきに掲げたマニフェスト「変える、育てる、守る、整える」の24項目は、すべての項目について着手することができ、そのうち21項目は、既に達成することができました。ありがとうございます。感謝を申し上げたいと思います。

そこで、2期目の就任に当たりまして、変革をさらに確かなものにするため、「人と自然に優しい、災害に強いまちづくり」を基本理念とした、次のステップ、すなわちセカンドステージを御案内申し上げます。

一つ目は、情報公開の徹底と市民総参加のまちづくりを推進、無駄のない効率的財政運営であります。

まちづくりの主役は、市民でございます。市民と職員とともに、あすの瑞穂市を夢のある市につくることを目指します。特に、さきのマニフェストでも掲げさせていただきましたまちづくり基本条例の制定は、セカンドステージでも最優先事項で取り組んでおり、現在、市民の皆様からパブリックコメントをちょうだいする手続まで進めております。

二つ目は、まちづくりは人づくりであります。

子育て、教育、生涯学習、スポーツ活動の支援振興を推進します。子供は、将来の日本を担う宝でございます。その子供たちが育つ環境の整備をさらに充実させる必要があります。特に「揺りかごから巣立ちまで」の教育理念を実践すべく、昨年度より開始させていただきました子育て一元化では、新しく立ち上げた幼児支援課と学校教育課を連携させて、さらなる充実を図ります。

三つ目は、災害のない、魅力ある都市の基盤整備の推進であります。

瑞穂市は、最高の地の利を持つ地域です。この地域力をさらに高めるために、穂積駅周辺や西部環状道路と主要地方道岐阜・巣南・大野線の整備等を着実に進め、より便利で、安全・安心で、魅力のあるまちを創造してまいります。

治水事業では、老朽化した市内3排水機場を更新すべく、花塚排水機場、別府排水機場を改修してまいります。また、五六西部排水機場についても、国・県に早期整備を強く要望し、水害のないまちづくりを目指します。

基盤整備事業の中では、公共下水道の早期整備が喫緊の最重要課題であり、強力に推進してまいります。同時に、既存施設の水洗化率を向上するため、個別勧奨も推進してまいります。

四つ目は、住みやすい居住空間をつくり、推進であります。

瑞穂市には、中・小河川が13本貫流しております。この水辺にある空間は、豊かな自然をたたえております。全市公園構想の発想で、この自然を最大限に生かしたまちづくりを目指し、また、市民の一人ひとりが安全・安心で暮らせ、伝統・文化を守り、新たな歴史を生き生きとはぐくむ居住空間をつくります。

既に平成20年度より取り組んでおります「水と緑の回廊づくり」では、多くの市民の方々の協力を仰ぎ、河川堤防に桜を植樹してまいりましたが、これをさらに推進してまいります。

また、災害時には、人と自然に優しい、災害に強いまちづくりの基本理念のもと、避難場所となる都市公園を整備してまいります。

この方針に基づき、今回提案します補正予算（案）では、公園取得費を予算計上させていただいております。

五つ目は、活力ある瑞穂市をつくります。

瑞穂市は、交通要衝の地で、人々が集う地域でございます。しかも、適度に農地が存在する、恵まれた地形です。この利便な都市機能を活用した産業を構築してまいります。さきの定例会で議決いただきました企業立地促進条例を最大限活用し、東海環状自動車道の整備にあわせて企業立地を推進いたします。

以上五つの柱を中心に御案内させていただきましたが、これらは21の具体的政策として打ち出しております。詳しくはセカンドステージ取り組み状況をごらんいただきますよう、お願いをする次第であります。

最後に、新しいマニフェストの特徴を申し上げますと、今回は、期間・期日をあえて示しておりません。これは、地方を取り巻く厳しい行財政環境の中、腰を落ちつけてじっくり取り組まなければならない課題が山積しており、早急に結果を出すのがなじまないからであります。ただし、進捗状況につきましては、市民の皆様、議会の皆さんに随時報告をさせていただきますので、どうか御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、提案説明に入りますが、今回お願いします議案は、人事案件が3件、条例の改正に係る案件が2件、平成23年度予算の補正に係る案件が2件、さらに工事請負契約締結に係る案件が1件、合計8件であります。

それでは、提案いたしました案件ごとに概要を説明させていただきます。

まず、議案第33号でございます。瑞穂市教育委員会委員の任命についてであります。瑞穂市教育委員会の委員の任命については、役康子氏の任期が平成23年7月4日に満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新たに福野佐代子氏を教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第34号でございます。瑞穂市監査委員の選任についてであります。瑞穂市監査委員の選任につきましては、現在の監査委員である井上和子氏の任期が平成23年6月30日をもって満了となることから、地方自治法第196条第1項の規定により、引き続き井上氏を監査委員に選任するに当たりまして議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第35号でございます。瑞穂市固定資産評価員の選任についてであります。瑞穂市固定資産評価員につきましては、現在の固定資産評価員である高田薫氏が平成23年4月1日の瑞穂市役所の人事異動によって税務関係の専任を離れ、平成23年6月30日をもって辞任することから、地方税法第404条第2項の規定により、新たに大岩清孝税務課長を固定資産評価員に選任したいので議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第36号でございます。瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。平成13年12月、国において子どもの読書活動の推進に関する法律が公布・施行されました。その中で、国及び都道府県・市町村は、それぞれ読書活動推進計画の策定に努め、公表しなければならないとされ、子どもの読書環境の整備は、地方公共団体の責務であると定め

られています。瑞穂市におきましても、すべての子どもたちが成長に応じて読書に親しみ、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を推進することを目指しております。よって、子どもの読書活動推進計画を策定するため、附属機関として策定委員会を設置したく、市条例の改正について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号でございます。瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。東日本大震災による被害が未曾有であったことにかんがみ、被災納税者の実態等に照らし、負担の軽減を講ずるものであり、個人住民税における雑損控除の特例、住宅ローン控除の特例、固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について地方税法の一部を改正する法律が4月27日に公布され、瑞穂市税条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号でございます。平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億3,853万8,000円を追加し、総額151億6,953万8,000円とするものであります。さきに議決いただきました平成23年度一般会計当初予算は、骨格予算としたところであり、本補正予算で肉づけをするものであります。地方債の補正においては、追加並びに変更をするものであります。

当初予算は、継続事業や、国の施策の関係で年度当初に計上を必要とする項目、事業が多岐に及んだため、骨太の骨格予算となったことは否めません。そこで、本補正予算では、肉づけ分を精査し、スリム化して、建設事業費等に5億271万円を増額し、子ども手当の見送り分1億6,417万2,000円の減額とさせていただきます。

歳出の主なものは、総務費では、総合行政情報システム導入費2,770万円、東日本大震災の被災地への職員派遣費用200万円、民生費では、保育所施設の維持管理計画策定に1,000万円、子ども手当の増額支給見送り分1億3,896万8,000円減額、衛生費では、太陽光発電システム設置整備補助に840万円、農林水産業費では、県単独かんがい排水事業に640万7,000円、土木費では、道路改良費に1億5,748万2,000円、河川維持費に3,983万3,000円、河川改良費に1,117万円、公園費に8,955万5,000円、都市下水路費に1,900万円、都市再生整備事業費に1,400万円、消防費では、ハザードマップ作成に850万円、教育費では、教育施設の維持管理計画策定に1,600万円、中小学校修繕工事に1,500万円、それぞれ補正計上させていただきました。

また、歳入は、一般財源の確保が難しい中、主なものは、地方交付税で1億5,000万円、国庫支出金で子ども手当負担金を1億3,896万8,000円減額、繰入金では、財政調整基金を2,200万円、公共施設整備基金を1億4,000万円、市債では、都市再生整備事業債1,000万円、巢南中学校校舎整備事業債を1億4,000万円、それぞれ補正計上させていただきました。

次に議案第39号でございますが、平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）であります。水道事業会計補正予算については、収益的支出において29万3,000円減額するもので、

その内容は、営業費用を244万9,000円増額し、営業外費用を274万2,000円減額するものであります。

また、資本的収支においては、資本的収入のうち負担金を399万円増額し、資本的支出のうち建設改良費を6,154万7,000円増額するものであります。

最後に、議案第40号でございます。瑞穂市立巢南中学校本校舎改修工事請負契約の締結についてであります。瑞穂市立巢南中学校本校舎改修に当たり一般競争入札を実施したところ、上村建設株式会社瑞穂営業所が落札したので、契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

以上8件の提出議案につきまして、よろしく御審議をいただきまして、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます、少しはしょりましたが私の提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後6時50分

再開 午後7時11分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第33号、議案第34号、議案第35号及び議案第40号の4議案を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第33号、議案第34号、議案第35号及び議案第40号の4議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

議案第33号について（質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） これより日程第9、議案第33号瑞穂市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子議員。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第33号瑞穂市教育委員会委員の任命について質疑をさせていただきます。

私は、教育委員会を何回か傍聴したことがございますが、活発な御意見が出るということに

はほど遠い委員会だったと思います。ほとんど何回か発言なさらない方も見えましたが、福野佐代子氏につきましては、よく存じ上げております。ほかに4人お見えだと思いましたが、お名前と経歴、現在のお仕事を教えてください。以上です。

議長（星川睦枝君） 林次長。

教育次長（林 鉄雄君） 教育委員さんですが、まず委員長が河合和義さん、現在は無職、あるいは農業かと思えます。元市職員です。それと、教育長がこちらに見えます、御存じのとおりでございます。あと、関谷均さん、医師（ドクター）です。それと古川正敏さん、バラの栽培経営をされているということでございます。よろしいでしょうか。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子議員。

2番（熊谷祐子君） わかりました。過去の職業も現在ののでよろしいわけですね。

つまり、申し上げたいことは、あまり発言が活発ではない委員会、ほとんど発言をしない方も数名見えたわけですが、今後、教育関係の方をもう少し5人のうちに入れると。つまり、保育所と学校の先生が2人は見えるわけですが、そういうようなことを考えておみえかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。ふやすということですね。

議長（星川睦枝君） 横山博信教育長。

教育長（横山博信君） 今後につきましては、また検討してまいります。

2番（熊谷祐子君） 結構です。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第33号を採決します。

瑞穂市教育委員会委員に福野佐代子君を任命することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第33号は同意することに決定しました。

議案第34号について（質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） これより日程第10、議案第34号瑞穂市監査委員の選任についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号瑞穂市監査委員の選任についてを採決します。

瑞穂市監査委員に井上和子君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第34号瑞穂市監査委員の選任については同意することに決定しました。

議案第35号について（質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） これより日程第11、議案第35号瑞穂市固定資産評価員の選任についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号瑞穂市固定資産評価員の選任についてを採決します。

瑞穂市固定資産評価員に大岩清孝君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第35号瑞穂市固定資産評価員の選任については同意することに決定しました。

議案第40号について（質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） これより日程第16、議案第40号瑞穂市立巢南中学校本校舎改修工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

この議案、先ほど目にしただけで、中身を全然精査していないんです。それで、計算機があれば事前にできたんですけども、ちょっとお聞きしますけれども、この歩切り率が一体どの程度か、そしてその予定価格に対する落札率ほどの程度か、ちょっと計算する時間がありませんでしたので教えてください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、この資料40の方を見ていただきまして、契約金額につきましては1億4,700万ということですが、設計金額が1億7,747万7,300円、予定価格が1億5,592万5,000円ということですが、私どもの予定価格の設定につきましては、過去の改修等の事業を見て、設計金額に対して予定価格は87.8ということで設定がしてございます。

なお、落札率につきましては、予定価格と契約金額でございますので94.3ということになります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成議員。

3番（西岡一成君） 歩切りが87.7の落札率94.3、歩切りが大体これくらいのものでいつもやられておるんやけどね、13%ぐらいで。

それで、94.3%というのが、今すぐちょっとよくわからんわけですけども、いつも言っておるところからすると、歩切りが87.7ということではあるけれども、落札率94.3というのは、

穂積中学に比べて総体的に高くなっているなという印象を今持っております。ですから、結論的には反対というところまでの確信を持ってないわけですが、ちょっと態度を決定することができませんので、採決は、私は棄権させていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹議員。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺でございます。

予定価格について聞きたいと思います。この予定価格は市長が決められたかどうか、確認をしたいと思います。

それともう一つ、この予定価格を市長が決めるのが妥当かどうかということについて意見を申し上げます。

議会で外部監査の調査ということで坂出市へ行ったときに質問をいたしまして、坂出市で予定価格はだれが決めてみえますかと。瑞穂市では市長ですが、おたくも市長ですかということでしたら、いや、市長でないと、副市長と総務部長が決めてみえるという答弁がございました。

さらに、監査委員、監査をやっておりまして、外部監査をやってみえる所先生にも、いろいろなところを見てみえるもんですから、予定価格はよその都市はだれが決めてみえるんかねという質問をしたことがございます。当市では市長が決めているが、どうでしょうということでしたら、市長が決めているところはそうないですよと、市長でない方がいいんじゃないですかと私は思いますということでございました。

そういう点で、私たち定期監査で管財情報課の監査をやったときにも、管財情報課は契約を担当しておる課でございますので、その辺も監査をいたしまして、意見として、予定価格についてはだれが決めるか、もっと検討した方がいいという意見を述べました。そういう点で、この予定価格を決めるのが、私個人としては市長は除いた方がいいと思うんですが、監査の報告を含め、またよその都市の報告を聞きながら、今、予定価格をだれが決めるかということを検討されてみえるのかどうか、どういう方向で検討されているのか、質問をしたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） 副市長 豊田正利君。

副市長（豊田正利君） 予定価格の決定でございますけれども、当市におきましては、規則等で定めてございますように決裁規程がございます。そういったことから、今のところ価格に応じてそれぞれ担当の部長、課長、副市長、あるいは市長というふうに、金額に応じて今は定めさせていただいております。ちょっと金額の範囲は手元でございますので、また御報告申し上げますが、最終的には今回のものについては、規則にのっとりまして市長が最終的に予定価格を決定しておるということでございます。

ただ、予定価格の決定につきましては、今の状態は、担当課、あるいは事業課からそれぞれの予定価格の設定に対する資料を提示していただきまして、それぞれその内容に沿って市長が今決定をしておる状況でございます。

外部監査等の御意見もいただいておりますが、今後の計画につきましては、この予定価格の決め方ではなくて、外部監査の全部のものを含めた内容を一項目ずつ、それぞれ順次また検討させていただくということでございます。

そういった意味で、特別にこれを先立って今検討しておるという状態ではございません。今後は外部監査の指摘の事項とあわせがてら、順次内容を精査して、それに伴いまして、また決裁規程、あるいはそういった内容も踏まえて、今後検討していくべきというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹議員。

11番（小寺 徹君） ちょっと答弁がずれておると思うんですけども、意見等で指摘してあるのは外部監査じゃなくて、監査委員会が管財情報課の監査をしたときに、そういうことで予定価格の決定についても検討した方がいいという意見をつけたということでございますので、その意見について検討しておるのかどうかということをお尋ねしたということでございます。

外部監査については、外部監査を担当している所先生に聞いたところ、そういうことを言ってみえたということ、紹介の意味で述べたのでございまして、そういう経過の中で市当局がどういう方向で予定価格問題についてとらえ、今後検討しておるのかということをお尋ねしたということですので、再度答弁願います。

議長（星川睦枝君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 今、外部監査のことを申し上げましたが、当然小寺監査委員さん、あるいは井上代表監査委員さんからのそういった御指摘は聞いております。たまたま課題が一緒にの課題というふうに聞いて理解しておりましたので、表現は少し外部監査が強く出たようでございますけれども、一緒にあわせて検討したいというふうに今考えておる最中ございまして、その内容につきましても、もう既に検討を実はしておりまして、それぞれの決定次第、本定例会の開会する時点において、もう既に決定したものについては逐次御報告するということでございます。そして長期にわたるものにつきましては、おおむね6ヵ月をもとに中間報告なり、そういった内容を決定したものについては、議会の皆さん方に御報告したいというふうで計画を進めておる段階でございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

〔3番 西岡一成君 退場〕

議長（星川睦枝君） 議案第40号瑞穂市立巣南中学校本校舎改修工事請負契約の締結について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

〔3番 西岡一成君 入場・着席〕

日程第17 瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（星川睦枝君） 日程第17、瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後7時32分

再開 午後7時46分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙について、同委員及び補充員が6月24日に任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により委員及び補充員を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定しました。

瑞穂市選挙管理委員に、駒田寛治君、高田洋征君、酒井聖一郎君、新家武彦君、以上の方を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方を瑞穂市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました駒田寛治君、高田洋征君、酒井聖一郎君、新家武彦君、以上の方が瑞穂市選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名をします。

選挙管理委員補充員に、第1順位、加藤弘君、第2順位、竹山照雄君、第3順位、関谷巖君、第4順位、佐倉孝价君、以上の方を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、第1順位、加藤弘君、第2順位、竹山照雄君、第3順位、関谷巖君、第4順位、佐倉孝价君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第18 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（星川睦枝君） 日程第18、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、同連合議会議員が任期満了となったため、地方自治法第291条の5第1項及び広域連合規約第8条の規定により広域連合議会議員を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、瑞穂市長 堀孝正君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人

と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、瑞穂市長 堀孝正君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された、瑞穂市長 堀孝正君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

瑞穂市長 堀孝正君は、登壇し、ごあいさつをお願いします。

〔市長 堀孝正君 登壇〕

市長（堀 孝正君） ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合の議会議員に御推挙いただきまして、まことにありがとうございます。市の代表としまして、しっかりその役割を果たしてまいりたい、このように思っております。

皆さんの御理解に感謝を申し上げ、しっかり取り組ませていただきますこととお誓い申し上げます。私のできごととさせていただきます。以上でございます。

日程第19 議員派遣について

議長（星川睦枝君） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第161条の規定により提出しております。内容については、平成23年8月4日から8月5日まで、または11月21日から11月22日、平成24年1月12日から1月13日のいずれか2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員特別セミナーに、研修所で受講決定された人数により議員を派遣し、現在の地方行政を取り巻く諸問題について考える一助としたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定し

ました。

本日はこれで延会します。ありがとうございました。

延会 午後 7 時55分